

事前評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業(水質保全対策事業)					
地区名	うらべようすい 占部用水地区					
事業箇所	岡崎市、額田郡幸田町					
事業のあらまし	<p>本地区は、岡崎市南部と額田郡幸田町の北西部に広がる農業地帯である。本地区の用水路は、農業用水の水質を改善するために1974年度から1987年度にかけて実施した県営水質障害対策事業で用排兼用水路を分離しパイプライン化された。</p> <p>設置から約40年が経過し、老朽化に伴う破損や、周辺の宅地化に伴う大型車交通量の増加等の荷重条件の変化による漏水が頻発している。</p> <p>このため、用水路を改修することで漏水被害を防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>用水路を改修し、漏水被害を防止する。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	39.2億円		■工事費 34.8億円、■用補費 0.1億円、■その他 4.3億円			
事業期間	採択予定年度	2020年度	着工予定年度	2021年度	完成予定年度	2030年度
事業内容	用水路工 9.4km					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区の用水路は、設置から約40年が経過し、老朽化に伴う破損や、周辺の宅地化に伴う大型車交通量の増加等の荷重条件の変化による漏水が頻発している。</p> <p>農業生産の維持及び農業経営の安定を図るためには、老朽化した用水路を改修し、漏水被害を防止する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>老朽化や荷重条件の変化に起因する漏水が頻発しており、早急に用水路を改修し、漏水被害を防止する必要がある。</p>			

②事業の効果

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

区分		事前評価時 (基準年:2019)	備考
費用 (億円)	事業費	28.1	
	その他費用 注)	41.1	
	合計 (C)	69.2	
効果 (億円)	作物生産効果	74.6	
	品質向上効果	17.1	
	営農経費節減効果	△0.6	
	維持管理費節減効果	△2.9	
	合計 (B)	88.2	
	(参考) 算定要因	水田作付面積(ha) 畑作付面積(ha)	526.6 0.0
費用対効果分析結果 (B/C)		1.3	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したものの。

※四捨五入により端数が合わない場合がある。

注) その他費用の内訳

①当該施設

再整備費+事業着工時点の資産価額-評価期間終了時点の資産価額

②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設（地区内既設利用施設、国営矢作用水）

再整備費+事業着工時点の資産価額-評価期間終了時点の資産価額

※評価期間：51年間（当該事業の工事期間11年+40年）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「新たな土地改良の効果算定マニュアル」（2015年9月農林水産省農村振興局整備部監修）による。

2) 貨幣価値化困難な効果

該当なし

判定

A

A：十分な事業効果が期待できる。
B：十分な事業効果が期待できない。

【理由】

費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。

③事業の実効性

1) 事業計画

		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	合計
工種 区分	調査・設計	←————→											
	用地補償	←————→											
	工事	←————→											
	・用水路工	←————→											
事業費 (億円)		17.8					21.4					39.2	

2) 地元の合意形成

土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。

3) 環境への影響

環境に著しい影響を及ぼさないよう、保全対象生物が減少する時期の施工、保全対象生物の工事区域外への一時移動、濁水・土砂流出の防止や、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施する。

判定

A

A：事業計画の実効性が期待できる。
B：事業計画の実効性が期待できない。

		【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。	
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	老朽化した用水路の改修であるため、現在の位置で改修する計画が新設ルートより経済的かつ妥当である。また、周辺環境に影響が無い区間は開削工法、その他の区間は管更生工法で計画することから、経済的かつ効率的であり、最も妥当な計画である。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。
【理由】 経済性、現地状況から、最も妥当な事業計画である。			
Ⅲ 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容			
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 施設の維持管理状況			
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見			
Ⅵ 対応方針			